

➤ 離職されたみなさまへ ◀

- ◆このパンフレットには、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票-2」の裏面もお読みください。
- ◆このパンフレットにおいて「離職」とは、雇用保険の被保険者資格を喪失することをいいます。

※受給手続きには個人番号確認書類（マイナンバーカード等）が必要です。

①雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「求職者給付」があります。

以下、「求職者給付」の中で、一般被保険者に対する「基本手当」を中心に、その内容や手続きについて説明します。

**失業の状態ですぐに働ける方は
受給資格決定の手続きを**

**病気、出産、育児などですぐに働けない方は
受給期間延長申請を**

②以降を参照してください

6ページの⑫を参照してください

②求職者給付を受ける手続きは

受給手続きに必要なもの

1. 離職票-1 → 氏名や口座番号などを記入してください。
ただし、個人番号記載欄はハローワークの窓口に来所した際に、ご本人様が記載してください。
2. 離職票-2
3. 写真2枚（最近の写真、正面上半身、タテ3.0cm × ヨコ2.5cm）
4. 本人名義の預金通帳（一部の金融機関を除く）
ただし、金融機関指定届に金融機関による確認印があれば、通帳は必要ありません
（＜記入例＞参照）
5. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳
6. 平成28年1月よりマイナンバー制度開始に伴い、番号確認および身元（実在）確認の両方が必要となりました。
受給手続きには次の①または②が必要です。
 - ① マイナンバーカード（番号確認および身元（実在）確認が1枚で可能です）
 - ② 通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し（住民票記載事項証明書）（※）

※②の場合は運転免許証またはパスポート、写真付き住民基本台帳カードなどのうちいずれか1種類が必要です。それらをお持ちでない方は、次のイ～ニのうち異なる2種類をお持ちください。

 - イ 公的医療保険の被保険者証（国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証など）
 - ロ 年金手帳
 - ハ 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書
 - ニ 印鑑登録証明書、公共料金の領収書、写真のない住民基本台帳カードなどのうちいずれか1つ

＜記入例＞

求職者給付等払渡希望金融機関指定届					
	フリガナ	ロードウ	タロウ		
届出者	1 氏名	労働 太郎			
	2 住所または居 所	大阪府中央区常盤町 1-3-8			
払渡希望金融機関	3 名称	○× ギンコウ	△◇ シテン	金融機関確認印	
	4 預金（貯金）通帳の記号（口座）番号	1234567			
				金融機関コード	店舗コード
				9 8 7 6	3 4 5



雇用保険の求職者給付を受給するためには、みなさまのお住まいを管轄するハローワークへ、ご自身で求職申込みなどの手続きをしてください。なお、雇用保険の手続きの時間帯は、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の8時30分～17時15分です。手続きの際は16時30分以降は窓口が混雑して待ち時間が長くなりますので、時間に余裕をもってお越しください。

※お住まいを管轄するハローワーク以外であっても、ご自身の就職希望地を管轄するハローワークで求職活動を行う場合、その管轄ハローワークで手続きすることができます。ただし、一度手続きされたハローワークの変更はできません（住所変更は除く）。また、同一都道府県内のハローワークに限ります。詳しくはハローワークでご相談ください。

■船員のお仕事を探される方は、お住まいを管轄する地方運輸局で雇用保険の手続きを行ってください。

注

離職票－2は、健康保険の切り替えや扶養申請に退職していることの証明として必要となる場合があります。ただし、離職票－2を一度ハローワークに提出されますと返却ができません。提出後、コピーが必要な場合は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項の規定に基づき、保有個人情報の開示請求が必要になる場合がありますので、事前にコピーを取ってから手続きをしてください。なお、手続き後にお渡しする受給資格者証は、後日、受給手続き後に開催する説明会等でお渡しすることとなりますので、あらかじめご了承ください。また、これらの手続きについては、離職票－2のみ必要となります。

③失業の状態ですぐに働ける方とは

離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり、積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

④次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付（基本手当ほか）は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

- | | |
|-------------------------------------|--|
| ①家事に専念する方 | ⑧会社の役員等に就任している方
（就任の予定や名義だけの役員も含む） |
| ②昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方 | ⑨就職・就労中の方（試用期間を含む） |
| ③家業に従事し職業に就くことができない方 | ⑩パート、アルバイト中の方（※週あたりの労働時間が20時間未満の場合、就労した日、収入額の申告が必要となりますが、その他失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。） |
| ④自営業を開始、または自営準備を開始する方 | ⑪同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職予定がある方 |
| ⑤次の就職が決まっている方 | |
| ⑥雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方 | |
| ⑦自分の名義で事業を営んでいる方 | |

⑤基本手当の受給資格

◆原則として、**離職の日以前2年間に雇用保険の被保険者であった期間のうち11日以上働いた完全な月が12ヵ月以上あること。**

◆倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと（あらかじめ更新されない予定の労働契約が満了したことによる離職を除く）その他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※）は、**離職の日以前1年間に雇用保険の被保険者であった期間のうち11日以上働いた完全な月が6ヵ月以上ある場合でも、受給資格を満たします。**

※特定受給資格者・特定理由離職者については、4ページの⑩をご参照ください。

【所定給付日数】

◎**65歳未満で離職された方(4週間毎に支給)** (倒産、解雇等といった離職理由の判定は、客観的資料に基づいてなされます。)

①一般の離職者である方

(②及び③以外の理由で離職された方:定年退職された方や自己の意思により退職された方等)

被保険者であった期間 離職時の満年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

②障害者等の就職が困難な方

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

③倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方、または、期間の定めのある労働契約が更新されなかった(あらかじめ更新されない予定の労働契約が満了したことによる離職を除く)等により離職された方

被保険者であった期間 離職時の満年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120(90)日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150(90)日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

※()内は受給資格に係る離職日が平成29年3月31日以前の場合の日数

■**同一の事業主に3年以上雇用され、雇止めの通知がなく、契約の更新または延長を希望しない旨の申出をした方は、自己都合の離職の方と同様に上記①の所定給付日数となります。**

■所定給付日数を決定する上で、**基本手当または特例一時金(⑥参照)の支給を受けたことがある場合は、これらの給付の受給資格または特例受給資格に係る離職の日以前の被保険者であった期間は、上の①～③の表の被保険者であった期間から除かれます。**

また、育児休業給付金の支給を受けたことがある場合、その支給を受けた期間についても被保険者であった期間から除かれます(平成19年10月1日以降に育児休業を開始された方)。

⑥高年齢求職者給付金、特例一時金の受給資格

「求職者給付」には「基本手当」の他に高年齢被保険者(※1)に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者(※2)に対する「特例一時金」があります。

※1 65歳以上の被保険者であって特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の方

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

◆高年齢求職者給付金、特例一時金は、**離職の日以前1年間に雇用保険の被保険者であった期間のうち11日以上働いた完全な月(短期雇用特例被保険者であった方は暦月)が6か月以上必要となります。**

【高年齢求職者給付金の額】

◎**65歳以上で離職された方(一括支給)**

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
一括支給の額	30日分	50日分

【特例一時金の額】

◎**短期雇用特例被保険者であった方(一括支給)**
40日分

⑦【⑤、⑥】の留意事項

★**完全な月**とは…離職の日から遡って1ヵ月ごとに区切った期間をいいます。
(完全な月以外では11日以上働いても1ヵ月と計算されません。)

★過去に基本手当等の受給資格の決定を受けた方が、新たな基本手当等の受給資格を得るには、直前の受給資格の決定を受けた日後に、⑤と⑥の◆の被保険者であった期間を満たす必要があります。

★複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て持参してください。

⑧ 1日分の給付額は【基本手当日額】

賃金水準の変動に応じて、基本手当の日額が毎年8月1日に変更（引上げ又は引下げ）されます。（以下の表は平成29年8月1日現在）

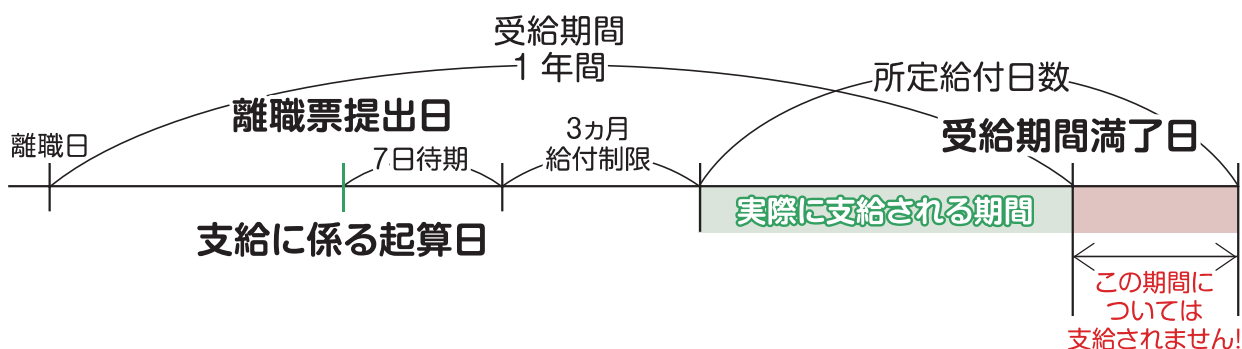
60歳未満の方、65歳以上の方 離職前賃金の5割から8割が支給されます		60歳以上65歳未満の方 離職前賃金の4.5割から8割が支給されます		基本手当日額の上限額	
離職前の賃金（賃金日額）	基本手当日額	離職前の賃金（賃金日額）	基本手当日額	30歳未満	6,710円
月15万円（5,000円）	3,987円	月15万円（5,000円）	3,982円	30歳以上45歳未満	7,455円
月20万円（6,666円）	4,853円	月20万円（6,666円）	4,659円	45歳以上60歳未満	8,205円
月25万円（8,333円）	5,488円	月25万円（8,333円）	4,784円	60歳以上65歳未満	7,042円
月30万円（10,000円）	5,891円	月30万円（10,000円）	4,868円	65歳以上	6,710円

⑨ 支給の開始と期間【待期】【給付制限】【受給期間】

離職理由	解雇、定年、契約期間満了(※)で離職	自己都合、懲戒解雇で離職
支給対象期間	離職票を提出し、求職申込みをしてから 7日間の失業している日(待期) が経過した後 (実際に最初の給付金が振り込まれるのは離職票提出から約1ヵ月後)	離職票を提出し、求職申込みをしてから 7日間の失業している日(待期)+3ヵ月(給付制限) が経過した後 (実際に最初の給付金が振り込まれるのは離職票提出から約4ヵ月後)
受給期間	離職の日の翌日から起算して原則1年間 1年の間に 所定給付日数を限度として支給 されます。受給期間を過ぎてしまうと、 給付日数が残っていても支給されません。 （早めに手続きをしてください）	

(※)同一の事業主に3年以上雇用され、雇止めの通知がなく、契約の更新又は延長を希望しない旨の申出をした方は、自己都合の離職の方と同様に給付制限があります。

基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。



■高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限（支給を受けることができる期限）は**離職の日の翌日から起算して1年を経過する日**、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限は**離職の日の翌日から起算して6ヵ月を経過する日**となります。

⑩ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

◆「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方であり、**特定理由離職者**とは、特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。

特定受給資格者および特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しています。

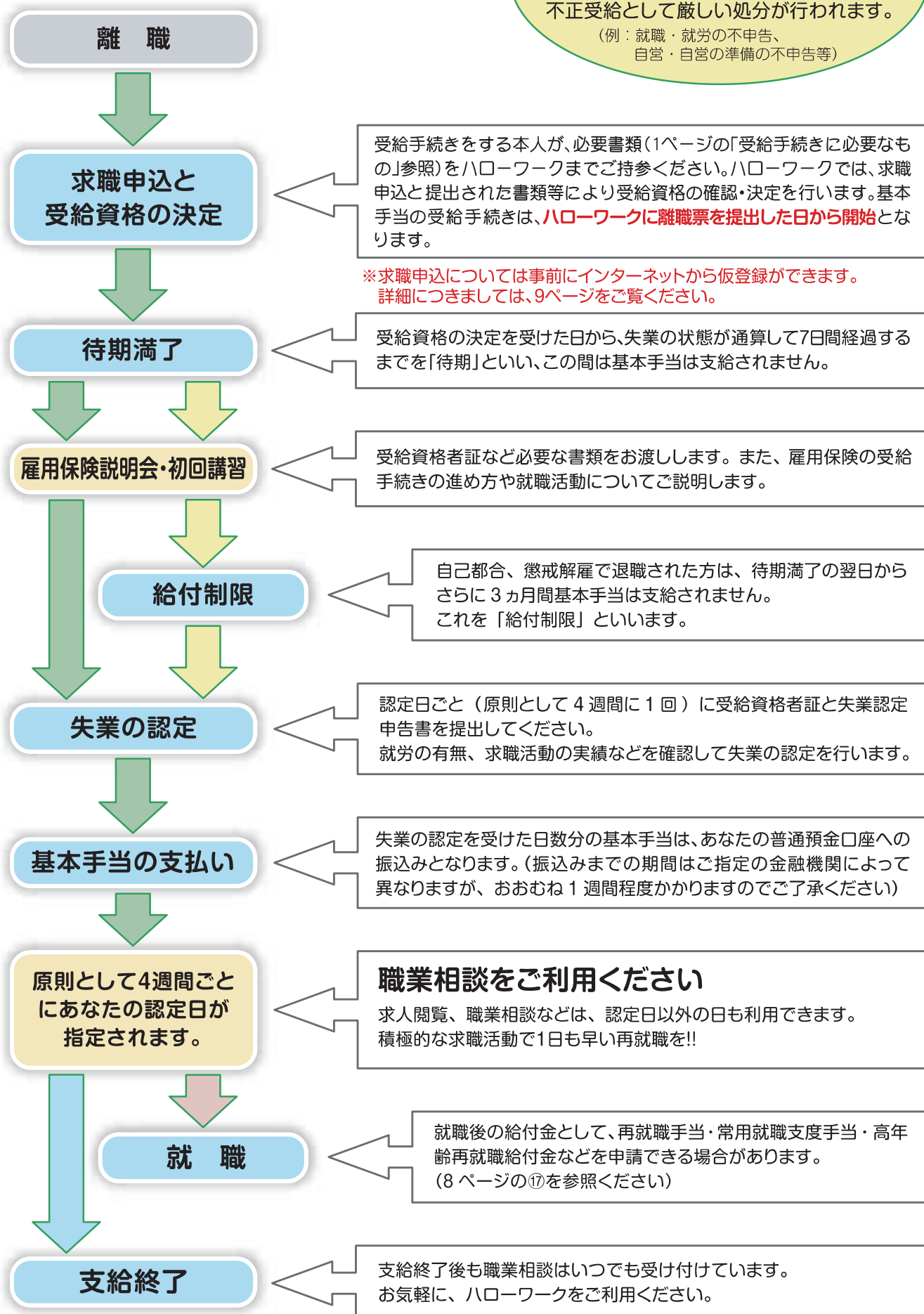
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135026.html>

⑪基本手当の受給手続きの流れ

ご注意ください!

偽りその他不正の行為によって求職者給付を受け、または受けようとした場合は不正受給として厳しい処分が行われます。

(例：就職・就労の不申告、
自営・自営の準備の不申告等)



⑫ すぐに働くことができない方は…65歳未満で退職された場合は【受給期間延長】

離職後1年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

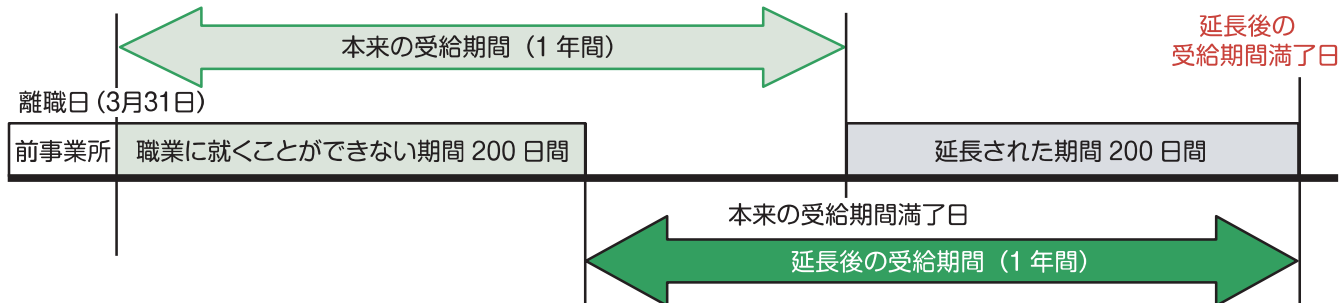
- ① 病気やけがで働くことができない（健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付を受給中の場合を含む）
- ② 妊娠・出産・育児（3歳未満に限る）などにより働くことができない
- ③ 親族の介護のため働くことができない
- ④ 60歳以上の定年等により離職して、しばらくの間休養する（船員であった方は年齢要件が異なります）

受給期間延長の申請手続き

延長理由	病気やけが、妊娠、出産、親族の介護 など	60歳以上の定年 など
申請期間	離職の日の翌日（働くことができなくなった日）から起算して30日過ぎてからできるだけ早く	離職の日の翌日から起算して2ヵ月以内
延長期間	（本来の受給期間） 1年 + （働くことができない期間） 最長3年間（※）	（本来の受給期間） 1年 + （休養したい期間） 最長1年間
提出書類	受給期間延長申請書、離職票ー2、本人の印鑑（スタンプ印以外） 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方（委任状が必要）	原則として本人来所
提出先	住所を管轄するハローワーク	

（※）所定給付日数等により、最長3年間とならない場合があります。

〈例〉離職日以前から働くことができない状態が続いている場合



★ 高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限（支給をうけることができる期限）の延長はできません。

⑬ 移転費・広域求職活動費について

◆ 移転費とは

雇用保険を受給中の方がハローワークの紹介した職業に就くため、またはハローワークの所長の指示した公共職業訓練等を受講するため、その住居所を変更する場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたときに支給されます。

以下の①～③のいずれかに該当する場合は、住居所を変更する必要があると認められるものとして取り扱います。

- ① 通常の交通機関を利用し、または通常の交通の用具を使用して通勤（通所）するための往復所要時間が4時間以上の場合
- ② 交通機関の始発や終発の便が悪く、通勤（通所）に著しい障害がある場合
- ③ 就職先の事業所または訓練施設の特殊性または事業主の要求によって移転を余儀なくされる場合

◆広域求職活動費とは

雇用保険を受給中の方が、ハローワークの紹介により雇用保険を受給している安定所の管轄区域外に所在する求人者の事業所を訪問して求人者と面接等した場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたときに支給されます。以下の①②いずれにも該当する場合、必要があると認められるものとして取り扱います。

- ①紹介された求人が常用求人（雇用期間が1年以上雇用されることが確実である求人。また雇用期間に定めのある求人であっても雇用契約の更新により1年以上継続して雇用されることが確実な求人も含みます。）であること。
- ②交通費の計算の基礎となる距離が往復で鉄道200キロメートル以上であること。

★移転費・広域求職活動費について、待期または給付制限期間が経過した後に就職し、または訓練等を受けることとなった場合や、求人者と面接等した場合に支給されます。

★移転費・広域求職活動費について支給を受けるためには、その他要件がありますので、必ずハローワークにご確認ください。

⑭短期訓練受講費・求職活動関係役務利用費について

◆短期訓練受講費とは

受給資格者等がハローワークの職業指導により再就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け、修了した場合に、受講のために支払った費用(入学料及び受講料)について支給されます。

※**支給対象となる訓練**：一般教育訓練給付対象講座を実施している教育訓練実施者が実施するものであり、公的職業資格の取得を目標とする教育訓練であって1ヵ月未満の訓練期間であるもの。原則として一般教育訓練給付の講座として指定されていないこと。

◆求職活動関係役務利用費とは

受給資格者等が求人者との面接等をするため、又は職業訓練・教育訓練を受講するため、その子に関して保育等サービスを利用した場合に支給されます。

※**支給対象となる保育等サービス**：保育所、事業所内保育、延長保育、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター、等

★短期訓練受講費・求職活動関係役務利用費について、支給を受けるためにその他要件や申請手続き等について、詳しくはハローワークにご確認ください。

⑮年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時には受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの**日本年金機構の各年金事務所**へご確認ください。

⑯国民健康保険料(税)の軽減について

特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料(税)が軽減される制度があります。(高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません)

軽減を受けるためには届け出が必要となります。詳細は、**お住まいの市町村の国民健康保険担当**へご確認ください。

⑰早期の再就職に支給される手当

ハローワークに求職の申込み（離職票の提出）をして、待期を経過した後、早期に安定した職業に就いた（※）方には、再就職手当が支給される場合があります。就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、受給期間内に残っている基本手当の支給日数（支給残日数）が所定給付日数の3分の1以上[3分の2以上]ある場合は、支給残日数の6割[7割]に相当する日数に基本手当日額を乗じた額（1円未満は切り捨て）を受給できます。受給には**一定の要件を満たすことが必要**です。

※ 1年を超えて勤務することが確実であると認められる職業に就いた場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合など。

更に、再就職手当の支給を受けた方が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金の日額が雇用保険の給付を受ける前の賃金の日額に比べて低下している場合、**就業促進定着手当**が支給される場合があります。受給には**一定の要件を満たすことが必要**です。

また、受給期間内に所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して再就職手当の支給対象とされない常用雇用等以外の形態（1年を超える見込みのない雇用）で就業した場合には、その就業日ごとに基本手当日額の3割（1円未満は切り捨て）の**就業手当**が支給されます。

なお、いずれの手当も、年齢により基本手当日額に上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待期の満了後1ヵ月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者等の紹介で就職された場合のみ再就職手当・就業促進定着手当・就業手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

60歳以降に再就職した方には・・・

一定の要件を満たす60歳以上65歳未満（※）の雇用保険の被保険者に、高年齢雇用継続給付（**高年齢雇用継続基本給付金と高年齢再就職給付金**）が支給されます。

高年齢雇用継続基本給付金は、基本手当等（再就職手当等、基本手当を支給したとみなされる給付を含む）の支給を受けずに再就職した方が対象となる給付金です。60歳到達後の各月の賃金が60歳到達時の賃金に比べて75%未満である場合に、支払われた賃金の15%を限度に支給されます。

高年齢再就職給付金は、離職後、基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残して再就職（1年を超える雇用見込み）し、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合に、支払われた賃金の15%を限度に支給されます。なお、**再就職手当と同時に受けることはできません。**

（※）船員であった方については経過措置あり。

ハローワークはあなたの早期再就職を応援します！

ハローワークでは、皆様が1日でも早く、それぞれにあった再就職先に就けるよう様々な支援を行っています。

担当者制による個別支援

早期再就職実現のためにきめ細やかな職業相談や紹介、アドバイスをを行います。

支援内容

★職業相談

「仕事の探し方がわからない」「仕事探して何から手を付ければよいかわからない」…など、お仕事探しに悩みはつきものです。悩み事があっても、担当者が決まっているので安心して相談でき、スムーズに仕事探しをすることができます。

★応募書類の添削

これまでのあなたの職業経験の棚卸などを行い、履歴書や職務経歴書の添削を行います。担当者とのきめ細やかな相談の過程で自分では気づいていなかった一面が発見できるかもしれません。

★模擬面接

「面接で緊張してしまい、自分の全ての力を出せなかった…」このような経験はありませんか。本番の面接で、あなたの力が十分に発揮できるよう模擬面接で自信をつけましょう。

★不採用時のフォロー

残念ながら、応募・面接が不調に終わった場合、原因と今後の対応策と一緒に考えます。気持ちを切り替えて、次の就職活動に挑みましょう。

インターネットで求職申込み(仮登録) ができます！

『求職情報仮登録』を利用した手順

1 ハローワークインターネットサービスから、求職情報の仮登録に必要な以下の情報を入力します。

- ①氏名、住所等の基本情報
- ②就職についての希望条件
- ③学歴・訓練受講歴等
- ④経験した主な仕事



2 登録していただく情報は、入力の途中で一時保存ができます。(CSVファイルがご利用の端末に保存されます。)

- ・希望条件をじっくり検討
- ・履歴や職歴の整理
- ⇒ 求人情報とのマッチングに必要な情報です！



3 入力した情報を確認し、登録を確定。仮登録完了画面に「仮登録番号」が表示されます。

ハローワークでの手続きには、画面に表示される情報が必要になります。



4 「仮登録番号」等の情報は、お手元に控えておいてください。

- ・メモに控える
- ・印刷する
- ・「保存」ボタンを押してPDFファイルをパソコンに格納する



5 仮登録を申し込んだ日から1週間以内に、最寄りまたはご利用のハローワークへお越しください。

1週間を経過すると、入力された仮登録情報は削除されるので、ご注意ください。



6 ハローワークの窓口で「仮登録番号」をお伝えください。

「仮登録番号」を忘れた場合は、生年月日、お住まいの都道府県等の情報から検索できるので、ハローワークでご相談ください。



『求職情報仮登録』のメリットと留意事項

◎求人情報とのマッチングに必要な情報を、じっくり検討しながら登録できます。

☞ **ご自分の職歴をすべて覚えていますか？**

適格なマッチングのためにも、詳細な情報の登録をお勧めします。

◎ハローワークで所定の用紙に記入（鉛筆）する必要がありません。

☞ **ハローワークの登録手続きに要する時間から、記入時間を省略できます。**

◎ご不明な点は、ハローワークの窓口で職員にご確認ください。

●仮登録された情報に空欄や不足がある場合は、ハローワークの職員が内容を確認させていただきます。

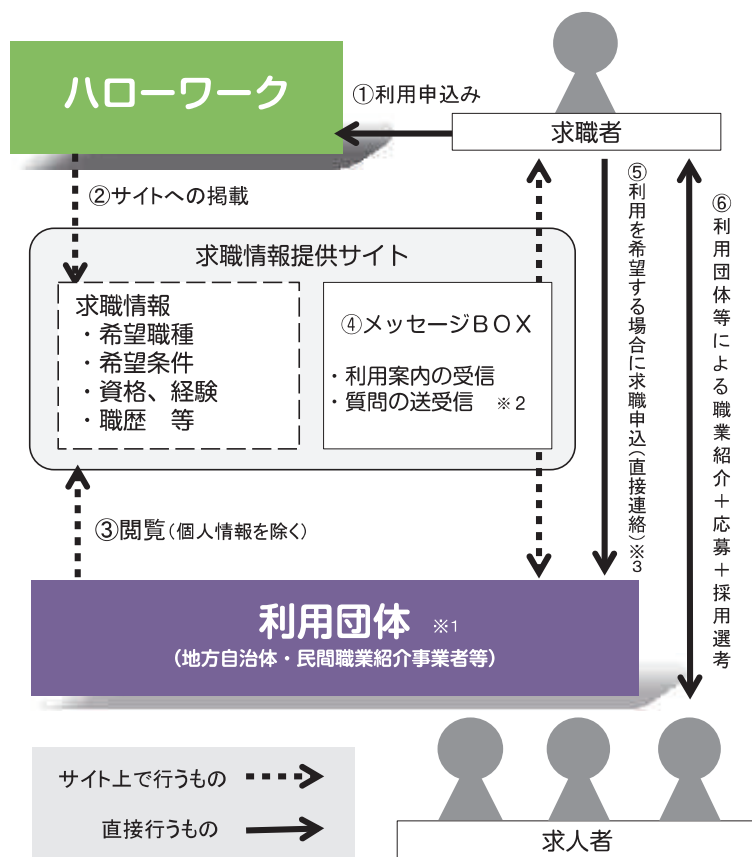
☞ **空欄が多い場合は、確認と登録に時間を要する場合があるため、可能な限り入力していただくことをお勧めします。**

ハローワークインターネットサービス / 求職申込み手続きのご案内

https://www.hellowork.go.jp/member/app_entryguide.html

ハローワークに登録した求職情報(個人情報を除く)を、
地方自治体や民間職業紹介事業者などに提供できます。

サービスの仕組み



※1 労働局の承認が必要
 ※2 メッセージが不要な場合は受信拒否も可能
 ※3 利用団体が有料職業紹介事業者の場合は職業紹介等のサービスの利用に手数料が発生する場合があります。

サービスの概要



①「求職情報提供サービス」の利用申込みをすると、氏名や連絡先などの個人を特定できる情報を除く求職情報がハローワークインターネットサービス上の「求職情報提供サイト」に掲載されます。



掲載された情報は、労働局の承認を受けた民間職業紹介事業者、地方自治体などの利用団体が閲覧することができますようになります。



②ハローワークで「求職情報提供サイト」にログインするためのIDとパスワードを発行します。



③求職情報を閲覧した利用団体から、「求職情報提供サイト」を通じて職業紹介や就職支援サービスの案内などのメッセージが届きます。



④届いた案内の中から利用したいものがあれば、利用団体へサイト上でメッセージを送信し、利用団体が定める手続きにより求職の申し込みを行うことで、職業紹介等のサービスの提供を受けることができます。

利用方法

ハローワークインターネットサービス

検索

<https://www.hellowork.go.jp/>



ハローワークインターネットサービスから求職情報提供サイトへログインします。



求職情報提供サイト「メッセージ一覧」画面に案内メッセージが届きます。

求職情報の提供先

求職情報の提供先は以下の4区分から選択できます。

- ① 地方自治体等や民間職業紹介事業者等の両方に情報提供
- ② 地方自治体等のみに情報提供
- ③ 民間職業紹介事業者等のみに情報提供
- ④ 地方自治体等や民間職業紹介事業者等のどちらにも情報提供しない

※提供先の区分は、利用開始後でも変更が可能です。

詳細はハローワークインターネットサービスをご覧ください
 最寄のハローワークの窓口にお問合せください。

専門的なサービスを行っているハローワーク・ハローワークコーナー

マザーズハローワーク・マザーズコーナー

- ★就職を希望するすべての女性・子育てをしながら就職を希望する方に対する求人情報の提供及び職業相談・職業紹介を行っています。
- ★チャイルドスペース・授乳室を完備、お子様連れでも安心！
- ★保育施設や子育て支援サービスに関する情報の提供を行っています。

マザーズハローワーク

●大阪マザーズハローワーク

〒542-0076 大阪市中央区難波2-2-3（御堂筋グランドビル4F） ☎06-7653-1098

●堺マザーズハローワーク

〒590-0028 堺市堺区三国ヶ丘御幸通59（高島屋堺店9F） ☎072-340-0964

マザーズコーナー

ハローワーク梅田	内	☎06-6344-8609
ハローワーク淀川	内	☎06-6302 4771
ハローワーク布施	内	☎06-6782-4221
ハローワークプラザ千里	内	☎06-6833-7811
ハローワーク泉大津	内	☎0725-32-5181
ハローワーク藤井寺	内	☎072-955-2570
ハローワーク枚方	内	☎072-841-3363
ワークサポートたかつき	併設	☎072-604-1233

大阪わかものハローワーク

- ★正社員での就職を希望する「おおむね35歳未満の若年者」に対して、正社員への就職活動を入口から出口まで、さらには就職した後も一貫したサポートを行っています。

大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル18階
☎06-7709-9470

あべのわかものハローワーク

- ★大学等卒業予定者やフリーター等の「おおむね35歳未満の若年者や団塊ジュニア世代の方」に対して、正社員への就職活動を入口から出口まで、さらには就職した後も一貫したサポートを行っています。

大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1
あべのルシアスオフィス棟10階
☎06-4396-7380

大阪外国人雇用サービスセンター

- ★お仕事をお探しの外国人及び外国人留学生に対する職業相談・職業紹介・求人情報の提供を行っています。
英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の通訳を配置しています。
(通訳希望の場合は事前にご連絡ください。)

大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル16階
☎06-7709-9465

大阪新卒応援ハローワーク

就活学生を応援します。

- ★大学等に在学中の方及び卒業後3年以内の方、卒業後日本で就職を希望する留学生の方を対象に、求人情報の提供・職業相談・職業紹介・各種支援セミナーを行っています。

大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル18階
☎06-7709-9455

福祉人材コーナー

- ★介護・医療・保育関係職種での就職を希望しておられる方に資格取得に関するご相談や求人情報等各種情報の提供を行っています。
- ★予約制・担当者制によるきめ細かな就職支援を行っています。
- ★大阪府ナースセンターが月1回巡回相談を行っています。日時については各コーナーにお問い合わせください。

ハローワーク大阪東内	☎06-6942-4771	／	ハローワーク阿倍野内	☎06-4399-6007
ハローワーク布施内	☎06-6782-4221	／	ハローワーク堺内	☎072-238-8301
ハローワーク枚方内	☎072-841-3363	／	ハローワーク池田内	☎072-751-2595

雇用保険の手続きは、あなたのお住まいを管轄するハローワークで!!

■船員のお仕事を探される方は、お住まいを管轄する地方運輸局で雇用保険の手続きを行ってください。
(お住まいを管轄するハローワーク以外の同一都道府県内ハローワークで主に求職活動を行う方はご相談くださいーP.2の上から5行目の※参照)

大阪府内ハローワーク(公共職業安定所)一覧

ハローワーク 管轄区域

電車・バスをご利用ください。

(駐車場はほとんどありません。)

大阪東 中央区(大阪西管轄を除く) 天王寺区、東成区、生野区、城東区、鶴見区 〒540-0011 中央区農人橋2-1-36ビップビル内 TEL06-6942-4771	梅田 北区、都島区、旭区、此花区、福島区、西淀川区 〒530-0001 北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16階 TEL06-6344-8609	大阪西 西区、浪速区、港区、大正区、中央区のうち 〒552-0011 港区南町1-2-34 TEL06-6582-5271	淀川 東淀川区、淀川区、吹田市 〒532-0024 淀川区十三本町3-4-11 TEL06-6302-4771
阿倍野 阿倍野区、西成区、住吉区、平野区、住之江区、東住吉区 〒545-0004 阿倍野区文の里1-4-2 TEL06-4399-6007	池田 池田市、豊中市、箕面市、豊能郡 〒563-0058 池田市栄本町12-9 TEL072-751-2595	茨木 茨木市、高槻市、摂津市、三島郡島本町 〒567-0885 茨木市東中条町1-12 TEL072-623-2551	門真 門真市、守口市、大東市、四條畷市 〒571-0045 門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2階 TEL06-6906-6831
枚方 枚方市、寝屋川市、交野市 〒573-0031 枚方市岡本町7-1ビオネ・イオン枚方店6階 TEL072-841-3363	布施 東大阪市、八尾市 〒577-0056 東大阪市長堂1-8-37 イオン布施駅前店4F TEL06-6782-4221	藤井寺 柏原市、松原市、羽曳野市、藤井寺市 〒583-0027 藤井寺市岡2-10-18 DH藤井寺駅前ビル3F TEL072-955-2570	河内長野 河内長野市、富田林市、大阪狭山市、南河内郡 〒586-0025 河内長野市昭栄町7-2 TEL0721-53-3081
堺 堺市 〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-29堺地方合同庁舎1~3階 TEL072-238-8301	岸和田 岸和田市、貝塚市 〒596-0826 岸和田市作才町1264 TEL072-431-5541	泉大津 泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡忠岡町 〒595-0025 泉大津市旭町22-45テクスピア大坂2階 TEL0725-32-5181	泉佐野 泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡 〒598-0007 泉佐野市上町2-1-20 TEL072-463-0565

(音声ガイダンス実施) マークのあるハローワークでは、音声ガイダンスによる電話案内を実施しています。

大阪府外にお住まいの方は下記サイトで管轄ハローワークをご確認ください。

全国のハローワーク所在地一覧 ~ハローワークインターネットサービス~ ➡ <https://www.hellowork.go.jp>

船員の雇用保険
手続き窓口

近畿運輸局 船員労政課 船員職業安定窓口

大阪府、京都府(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、及び与謝郡を除く)、
滋賀県、奈良県にお住まいの方
〒540-8558 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館11階 TEL 06-6949-6435

各ハローワークにおいて雇用保険の手続きは、月曜日・金曜日(休祝日・年末年始を除く)の8時30分~17時15分です。
手続きの際は、16時30分以降は窓口が混雑して待ち時間が長くなりますので時間に余裕をもってお越しください。